

# 保険請求の基礎

【通知 令和2年3月27日付け厚生労働省通知保医発0327第1号（同年8月31日付け同省保険局医療課事務連絡により一部訂正）】

## 別添1（抜粋）

### 別添1 診療報酬請求書の記載要領

#### II 診療報酬請求書及び診療報酬明細書の記載要領

##### 第3 診療報酬明細書の記載要領（様式第2）

##### 2 診療報酬明細書の記載要領に関する事項

(20) 「初診」、「再診」、「医学管理」、「在宅」、「投薬」、「注射」、「処置」、「手術・麻酔」、「検査・病理」、「画像診断」、「その他」及び「入院」欄について

##### ア 通則

各欄又は「摘要」欄への診療行為等の名称（以下この項において単に「名称」という。）、回数及び点数の記載方法は、次のイからシまでの

とおりであること。また、名称、回数及び点数以外の「摘要」欄に記載する事項等は、別添1「診療報酬明細書の「摘要」欄への記載事項等一覧（医科）」のとおりであること。

なお、電子レセプトによる請求の場合、別添1の「レセプト電算処理システム用コード」欄にコードが記載された項目については、令和2年10月診療分以降、「電子情報処理組織の使用による費用の請求」に関して厚生労働大臣が定める事項及び方式並びに光ディスク等を用いた費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項、方式及び規格に基づき、該当するコードを選択すること。（略）

別添1 診療報酬明細書の「摘要」欄への記載事項等一覧（医科）（抜粋）

項番	区分	診療行為名称等	記載事項	レセプト電算処理システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言
327	H 007-2	がん患者リハビリテーション料	算定単位数、実施日数及びがんの種類を記載すること。また、当該入院中に提供した治療の種類について、特掲診療料の施設基準等別表第十の二の二の各号に掲げるものの中から該当するものを選択して記載すること。	820100186	1 全身麻酔による手術が行われる予定又は行われたもの
				820100187	2 放射線治療又は全身麻酔の手術が行われる予定又は行われたもの
				820100188	3 リンパ節郭清を伴う乳房切除術が行われる予定又は行われたもの
				820100189	4 骨軟部腫瘍等の患者で手術が行われる予定又は行われたもの
				820100190	5 原発性脳腫瘍等の患者で手術が行われる予定又は行われたもの
				820100191	6 血液腫瘍により化学療法等が行われる予定又は行われたもの
				820100192	7 骨髄抑制を来たし得る化学療法が行われる予定又は行われたもの
				820100812	1 がんの治療のための手術が行われる予定又は行われたもの
				820100813	2 がんの治療のための骨髄抑制を来たしうる化学療法が行われる予定又は行われたもの
				820100814	3 がんの治療のための放射線治療が行われる予定又は行われたもの
				820100815	4 がんの治療のための造血幹細胞移植が行われる予定又は行われたもの
				820100193	8-5 進行がん等の患者で、在宅復帰を目的としたリハビリが必要なもの

※令和2年8月31日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡により見え消し部分が削除され、朱書き部分が追加された。

# 知識

今回は①「がん患者リハビリテーション料を算定した場合の「摘要」欄への記載について」②「調剤後薬剤管理指導加算の取扱いについて」を掲載します。

## 事例① 医科 がん患者リハビリテーション料を算定した場合の「摘要」欄への記載について

診療報酬明細書 (医科入院)		令和 2 年 12 月 分 患者:	医科:	診療科	診療日数	本人
公費①	公費②	公費③	公費④	診療者番号	給付割合	
公費⑤	公費⑥	公費⑦	公費⑧	記号・番号	(抜粋)	
区分	特記事項	保険医療機関の所在地及び名称				
氏名	性別	年齢	病名	診療開始日	診療終了日	診療日数
1 内科	(1) 内痔核	3 男	(2) S状結腸癌(主)	令和2.10.15	令和2.12.31	3 H
2 外科	(3) 上行結腸ポリープ	46 歳	(3) 上行結腸ポリープ	令和2.10.26	令和2.12.6	11 H
3 理学療法		625 歳				
4 理学療法						
5 理学療法						
6 理学療法						
7 理学療法						
8 理学療法						
9 理学療法						
10 理学療法						
11 理学療法						
12 理学療法						
13 理学療法						
14 理学療法						
15 理学療法						
16 理学療法						
17 理学療法						
18 理学療法						
19 理学療法						
20 理学療法						
21 理学療法						
22 理学療法						
23 理学療法						
24 理学療法						
25 理学療法						
26 理学療法						
27 理学療法						
28 理学療法						
29 理学療法						
30 理学療法						
31 理学療法						
32 理学療法						
33 理学療法						
34 理学療法						
35 理学療法						
36 理学療法						
37 理学療法						
38 理学療法						
39 理学療法						
40 理学療法						
41 理学療法						
42 理学療法						
43 理学療法						
44 理学療法						
45 理学療法						
46 理学療法						
47 理学療法						
48 理学療法						
49 理学療法						
50 理学療法						
51 理学療法						
52 理学療法						
53 理学療法						
54 理学療法						
55 理学療法						
56 理学療法						
57 理学療法						
58 理学療法						
59 理学療法						
60 理学療法						
61 理学療法						
62 理学療法						
63 理学療法						
64 理学療法						
65 理学療法						
66 理学療法						
67 理学療法						
68 理学療法						
69 理学療法						
70 理学療法						
71 理学療法						
72 理学療法						
73 理学療法						
74 理学療法						
75 理学療法						
76 理学療法						
77 理学療法						
78 理学療法						
79 理学療法						
80 理学療法						
81 理学療法						
82 理学療法						
83 理学療法						
84 理学療法						
85 理学療法						
86 理学療法						
87 理学療法						
88 理学療法						
89 理学療法						
90 理学療法						
91 理学療法						
92 理学療法						
93 理学療法						
94 理学療法						
95 理学療法						
96 理学療法						
97 理学療法						
98 理学療法						
99 理学療法						
100 理学療法						

本事例については、H 007-2がん患者リハビリテーション料に係る記載事項として、「1 全身麻酔による手術が行われる予定又は行われたもの」が記載されていますが、令和2年8月31日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡において、当該記載事項に係るレセプト表示文言が訂正されていることから、訂正後の該当する文言を記載することとなりますので、ご留意願います。

また、電子レセプトによる請求を行う場合、令和2年10月診療分以降、記載要領通知別添1別表Iにおけるレセプト電算処理システム用コードを選択の上、請求することとなりますので併せてご留意願います。

【告示 令和2年3月5日付け厚生労働省告示第59号（同年3月31日付け同省保険局医療課事務連絡により一部訂正が連絡）】

特掲診療料の施設基準等（抜粋）  
第九 リハビリテーション  
三の二 がん患者リハビリテーション料の施設基準等

(2) がん患者リハビリテーション料の対象患者  
別表第十の二の二に掲げる患者

【別表第十の二の二】がん患者リハビリテーション料の対象患者

一 がん患者であって、がんの治療のために入院している間に手術、化学療法（骨髄抑制が見込まれるものに限る。）、放射線治療若しくは造血幹細胞移植が行われる予定のもの又は行われたもの

二 緩和ケアを目的とした治療を行っている進行がん又は末期がんの患者であって、症状の増悪により入院している間に在宅復帰を目的としたリハビリテーションが必要なもの